

平成 2 2 年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画

栃 木 県

目 次

第1 趣旨	1
第2 公共用水域	1
第3 地下水	5
第4 測定結果の報告及び公表	7
別表-1 公共用水域水質測定地点一覧	8
別表-2 測定方法等一覧（公共用水域）	16
別表-3 地下水の測定地点一覧	18
別表-4 測定方法等一覧（地下水）	28
河川調査地点図	29
湖沼地点図	30
地下水調査地点図	32

平成22年度栃木県公共用水域及び地下水の水質測定計画

第1 趣旨

この計画は、本県の区域に属する公共用水域及び本県の区域にある地下水の水質の汚濁の状況を監視するため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の測定に係る事項を定めるものとする。

第2 公共用水域

1 調査対象及び測定項目

調査対象は、河川及び湖沼とし、次の項目について測定を行う。

(1) 河川調査

- ・ 生活環境項目として実施するもの
pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、全窒素、全りん、全亜鉛
- ・ 健康項目として実施するもの
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン（アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する。）
- ・ 特殊項目として実施するもの
n-ヘキサン抽出物質（油分）、フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム
- ・ 要監視項目として実施するもの
クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド
- ・ その他の調査項目
アンモニア性窒素、塩化物イオン、硫酸イオン、界面活性剤（MBAS）、全硬度、EPN、2-MIB、ジオスミン、りん酸イオン

(2) 湖沼調査

- ・ 生活環境項目として実施するもの
pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、全窒素、全りん、全亜鉛
- ・ 健康項目として実施するもの
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、

セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
(アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する。)

- ・ その他の調査項目

アンモニア性窒素、りん酸イオン、クロロフィル a、プランクトン、

(3) 水道水源調査

- ・ 調査項目

トリハロメタン生成能

2 測定実施機関

測定実施機関は、栃木県、国土交通省及び宇都宮市とする。

3 測定地点及び測定頻度

- ・ 測定地点については、県内全域の水質を的確に把握し効率よく監視するため、環境基準地点を中心に、利水状況・本川に合流前の支川の地点等の当該水域の特性に応じて定める。
- ・ 測定項目と頻度については、生活環境項目は毎月測定し、その他の項目は利水状況・過去の検出状況等に応じて測定頻度を定める。
- ・ 測定地点数の概要は、次のとおりとする。

		栃木県	国土交通省	宇都宮市	合計
河川	那珂川水系	29	3	—	32
	鬼怒川水系	16	7	13	36
	小貝川水系	8	1	—	9
	渡良瀬川水系	30	9	10	49
	その他の水系	4	—	—	4
	小計	87	20	23	130
湖沼	13	3	—	16	
合計	100	23	23	146	

- ・ 各測定地点及び測定頻度は、別表-1のとおりとする。

(1) 河川調査及び水道水源調査

栃木県が実施する河川調査及び水道水源調査における各測定項目の実施時期は、次のとおりとする。

項 目	水 系 名		
	那 珂 川	鬼怒川・小貝川	渡 良 瀬 川
生活環境項目	毎 月	毎 月	毎 月
健康項目 A	7、3月	6、2月	5、1月
健康項目 B	11月	10月	9月
健康項目 C	7月	6月	5月
要監視項目	7月	6月	5月
特殊項目 その他の項目	7、3月	6、2月	5、1月
トリハロメタン 生成能 (水道水源調査)	—	5、7、8、11 月	5、7、8、11 月

[備考]

- ①生活環境項目は月1回調査を行う。また、全国及び本県の過去の検出状況から、検出される可能性が少ない項目は、年間調査回数を減じている。
- ②調査回数は、健康項目、特殊項目及びその他の項目は年2回、要監視項目は年1回とする。また、健康項目のうち、検出される可能性が極めて少ない項目は年1回調査とする。なお、調査時期は、水系ごとにローテーションして均等にする。
- ③健康項目は調査回数、調査実施時期等から、次のとおり3つに分類する。
 - ・健康項目 A (年2回調査)
 - カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、
 - 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジメチル
 - ・健康項目 B (年1回調査)
 - ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、
 - シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、
 - ベンゼン、セレン
 - ・健康項目 C (年1回調査。農薬系項目。検出可能性のある春から夏に調査)
 - チラム、シマジン、チオベンカルブ、1,3-ジクロロプロペン
- ④水道水源調査は年4回の調査とし、調査時期は検出値が高くなる可能性のある夏に2回、春秋に各1回とする。なお、栃木県の調査地点は主要な上水道水源水域の5地点とする。(河川4地点、湖沼1地点)

(2) 湖沼調査

栃木県が実施する中禅寺湖・湯の湖・深山ダム貯水池・塩原ダム貯水池における調査の深度及び各測定項目の実施時期は次のとおりとする。

○調査深度

湖 沼 名	採 水 地 点	採 水 深 度 (m)					
中 禅 寺 湖	St-6 (湖心)	0	5	10	20	50	150
	St-1、4、7	0					
湯 の 湖	St-5 (湖心)	0	3	6	9		
	St-1～4、6、8	0					
深山、塩原ダム貯水池	湖心	0					

○調査時期

湖 沼 名	実 施 時 期
中禅寺湖(150mを除く)・湯の湖	4、5、6、7、8、9、10、11月
中禅寺湖(150m)	5、8、10月
深山・塩原ダム貯水池	5、7、9、11月

[備考]

- ①湖沼の所在地の気象状況等により、調査回数は年8回とし、調査時期は春から秋とする。なお、人工湖である深山・塩原ダム貯水池は年4回の調査とする。
- ②湖沼内の複数の地点(深度含む)で調査してもあまり結果に差が生じない等により、次の項目については調査地点・回数を減じている。
 - ・大腸菌群数：湖心(表層)調査
 - ・全亜鉛：天然湖沼(中禅寺湖・湯の湖、全層)で年2回(5、10月)調査
 - ・プランクトン：天然湖沼(中禅寺湖・湯の湖)で2地点調査

4 採水方法

採水は、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 採水日前日までの降雨及び天候の影響が少なく、水質の状態が安定した日を選んで採水する。
- (2) 採水位置は、原則として流心等、当該地点を代表する場所とする。

5 採水時の観測事項

採水時の観測事項は、次のとおりとする。

(1) 流量観測

採水時に採水地点において実施する。

ただし、他の流量観測値を採用できる場合には、その数値をもって観測値とする。

(2) その他の観測事項

採取位置、天候、採取時刻、全水深、採取水深、気温、水温、外観、色相、臭気、透視度（湖沼においては、透明度）、電気伝導率、流況

6 測定方法

測定方法は、別表－２のとおりとする。

第3 地下水

調査は、概況調査及び継続監視調査とし、次の項目について測定を行う。

1 調査の種類及び測定項目

(1) 概況調査

全体的な地下水質の概況を把握するために、必要な項目について調査を実施する。

[測定項目]

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン

（栃木県及び宇都宮市は、アルキル水銀は総水銀が検出された場合に調査する。）

(2) 継続監視調査

地下水汚染範囲の拡大監視のために、汚染が確認された地域について必要な項目の調査を実施する。

[測定項目]

六価クロム、ひ素、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩化ビニルモノマーのうち該当する項目

2 測定実施機関

測定実施機関は、栃木県、国土交通省、宇都宮市及び小山市とする。

3 測定地点及び測定頻度

測定地点数及び測定頻度の概要は次のとおりとする。

調査名	回数	測定項目		地点数		
				栃木県	宇都宮市	国土交通省
概況調査	年1回	健康項目	A カドミウム、鉛、ひ素、総水銀、アルキル水銀、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、ベンゼン、セリン、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	118	15	3
			B 全シアン、六価クロム、ポリ塩化ビフェニル、チウラム、チオベンカルブ、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン	64 (118の内数)	15 (15の内数)	3 (3の内数)
	合計				136	
継続監視調査	年2回		ひ素、六価クロム、四塩化炭素、1,1-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素、ふっ素、塩化ビニルモノマーのうち該当する項目	102 (39)	宇都宮市 28 (8) 小山市 1	—
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	84(42)	7(2)	—
	合計				222(91)	

※ 継続監視調査地点数の欄の（ ）は地区数。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の地区数のうち、「宇都宮・真岡」は栃木県分として計上。

[備考]

① 栃木県が実施する概況調査は、次のとおりとする。

- ・ 県内を5 km メッシュに区切り、各メッシュをさらに4等分して、メッシュ内を4年間で1巡するよう調査する。
- ・ 測定地点については、土地・地下水の利用状況等に応じ、メッシュ内で代表となる地点を定める。
- ・ 調査頻度については、年1回（豊水期：概ね6～7月）に実施する。なお、全国及び本県の検出状況から検出される可能性が極めて少ない項目を健康項目Bとして、調査頻度を減じている。

② 栃木県が実施する継続監視調査は、次のとおりとする。

- ・ 測定地点については、汚染のあった地区について、水質の経年的変化を把握するうえで代表的な地点とその下流側の未汚染地点の2地点を基本として定める。

- ・調査頻度については、年2回（豊水期：概ね6～7月、渇水期：概ね12～1月）に実施する。
- ・継続監視調査の結果、2年間連続して地下水水質の環境基準以下となった地域については再調査を実施し、調査した全ての井戸において基準以下であれば、継続監視調査を終了する。

③継続監視調査は、平成21年度88地区214地点から4地区・10地点増加、1地区2地点終了のため、91地区222地点の調査とする。

※ 終了地区…佐野市植下町

- ・各測定地点は別表－3のとおりとする。

4 採水時の観測事項

採水時の観測事項は次のとおりとする。

天候、採水時刻、井戸深度、気温、水温、外観、臭気、透視度、電気伝導率

5 測定方法

測定方法は、別表－4のとおりとする。

第4 測定結果の報告及び公表

1 報告

各測定機関は、測定結果が判明次第、栃木県知事に速やかに報告する。

なお、健康項目について環境基準を超える数値を検出した場合は、速やかに栃木県知事に連絡するとともに、栃木県知事と協議のうえ当該水域等について追跡調査を行うものとする。

2 公表

栃木県知事は、測定結果をとりまとめ、法第17条の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を公表することとする。

3 その他

この計画に定めのない事項については、各測定機関が協議して定めるものとする。

(注)測定地点No.に下線のある地点は環境基準地点

健康項目														特殊項目						要監視項目			その他の項目						測定地点																							
四塩化炭素	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1,1-テトラクロロエタン	1,1,2-ジクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	n1(ヘキサン抽出物質(油分))	フエノール類	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	アンモニウム性窒素	塩化物イオン	硫酸イオン	界面活性剤(MBAS)	全硬度	EPN	2-MIB	ジオスミン	りん酸イオン	トリハロメタン生成能	測定機関	名称	No.													
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						2											栃木県	掘米橋	<u>98</u>										
																														2											"	中橋	99									
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2		2	2	2	2	2				12															国交省	末流	<u>100</u>								
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1			2													栃木県	末流	<u>101</u>								
																														2													"	原の橋	102							
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1			2														"	吾妻橋	<u>103</u>							
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	1	1			1	1	1	1	1			12	6	4																国交省	巴波橋	<u>104</u>						
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						2																栃木県	星野橋	<u>105</u>					
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						2															"	大岩橋	<u>106</u>						
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						2																"	落合橋(末流)	<u>107</u>					
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						2																"	保橋	<u>108</u>					
																														2																	"	小山大橋	109			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1			2																	4	"	乙女大橋	<u>110</u>			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						2																	"	赤石橋	<u>111</u>				
																														2																	"	小藪橋	112			
																														2																	"	貝島橋	113			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1			2																		"	御成橋	<u>114</u>			
																																																	宇都宮市	こしじ橋	115	
																																																"	鹿沼街道	116		
																													2																				"	姿川橋	117	
																													2																					栃木県	淀橋	118
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1			2																			"	宮前橋	<u>119</u>		
																												2																						宇都宮市	高速道下	120
																												2																					"	能満寺西	121	
																												2																					"	中町橋	122	
																																																"	中央女子高西	123		
																																																"	六道分岐点	124		
																																															"	航空隊西	125			
																												2																				"	南町西	126		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						2																				栃木県	越地橋	<u>127</u>	
																														2																			"	川田橋	128	
																														2																				"	県道明野間々田線	129
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1			2																		"	武井橋	<u>130</u>			

別表一1 公共用水域水質測定地点一覧(湖沼)

水域名	環境基準	測定地点					測定頻度		現地調査 天候刻温 水温 外色 臭 透明度 EC	生活環境項目										健康項目			
		No.	名称	統番 一 号	所在地	緯度 (N)	経度 (E)	年 間 測 定 回 数		年 間 測 定 日 数	P H	B O D	C O D	S S	D O	大 腸 菌 群 数	全 窒 素	全 り ん	全 亜 鉛	カ ド ミ ウ ム	全 シ ア ン	鉛	六 価 ク ロ ム
川俣ダム 貯水池	A-イ II-イ	1	湖心	## - 1	日光市	36° 52' 47"	139° 31' 10"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2
五十里湖	-	2	湖心	## - 1	〃	36° 54' 18"	139° 42' 18"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	
川治ダム 貯水池※1	AA-ニ II-ニ	3	湖心	## - 1	〃	36° 53' 56"	139° 41' 12"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	
塩原ダム 貯水池	-	4	湖心	## - 1	那須塩原市	36° 57' 11"	139° 53' 00"	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4						
湯の湖	A-イ III-ロ	5	St.1	## - 51	日光市	36° 48' 11"	139° 25' 27"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8						
		6	St.2	## - 52	〃	36° 48' 09"	139° 25' 22"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8						
		7	St.3	## - 53	〃	36° 48' 06"	139° 25' 18"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8						
		8	St.4	## - 54	〃	36° 48' 03"	139° 25' 23"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8						
		9	St.5(湖心)表層	## - 1	〃	36° 47' 59"	139° 25' 24"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	2				
			〃 水深 3m	〃	〃	〃	〃	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	2				
			〃 水深 6m	〃	〃	〃	〃	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	2				
			〃 水深 9m	〃	〃	〃	〃	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	2				
		10	St.6	## - 55	〃	36° 47' 55"	139° 25' 32"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8						
		11	St.8	## - 56	〃	36° 47' 50"	139° 25' 37"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8						
中禪寺湖	AA-イ I-イ	12	St.1	## - 51	〃	36° 44' 45"	139° 25' 44"	8	8	8	8	8	8	8	8	8							
		13	St.4	## - 54	〃	36° 44' 38"	139° 27' 35"	8	8	8	8	8	8	8	8	8							
		14	St.6(湖心)表層	## - 1	〃	36° 43' 55"	139° 28' 29"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	2					
			〃 水深 5m	〃	〃	〃	〃	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	2					
			〃 水深 10m	〃	〃	〃	〃	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	2					
			〃 水深 20m	〃	〃	〃	〃	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	2					
			〃 水深 50m	〃	〃	〃	〃	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	2					
〃 水深150m	〃	〃	〃	〃	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2									
15	St.7	## - 56	〃	36° 44' 14"	139° 29' 31"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8								
深山ダム 貯水池	AA-イ I-ニ※2	16	湖心	## - 1	那須塩原市	37° 05' 18"	139° 54' 08"	4	4	4	4	4	4	4	4	4							

※1 川治ダム貯水池については、暫定目標としてCOD2.0mg/l、全窒素0.32mg/l、全りん0.021mg/lが定められている。

※2 深山ダム貯水池については、暫定目標として全りん0.011 mg/lが定められている。

(注)測定地点No.に下線のある地点は環境基準地点

	健康項目																		特殊項目					その他の項目					測定機関	名称	No.							
	総水銀	アルキル水銀	ポリ塩化ビフェニル	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふつ素	ほう素	1,4-ジオキサン	n1ヘキサン抽出物質(油分)	フェノール類	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	アンモニウム性窒素				りん酸イオン	クロロフィルa	ブランクトン	トリハロメタン生成能			
	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2								12	12			国交省	湖心	<u>1</u>			
	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2							12	12	12	12	12	12	12		"	湖心	2
	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2							12	12	12	12	12	12	12		"	湖心	<u>3</u>
																		4											4	4	4			栃木県	湖心	4		
																	8													8	8	8			"	St.1	5	
																8														8	8	8			"	St.2	6	
																8													8	8	8	8			"	St.3	7	
																8													8	8	8			"	St.4	8		
																8													8	8	8	8			"	St.5(湖心) 表層	<u>9</u>	
																8													8	8	8			"	// 水深3m			
																8													8	8	8			"	// 水深6m			
																8													8	8	8			"	// 水深9m			
																8													8	8	8			"	St.6	10		
																8													8	8	8			"	St.8	11		
																8													8	8	8			"	St.1	12		
																8													8	8	8	8			"	St.4	13	
																8													8	8	8	8	4		"	St.6(湖心) 表層	<u>14</u>	
																8													8	8	8			"	// 水深5m			
																8													8	8	8			"	// 水深10m			
																8													8	8	8			"	// 水深20m			
																8													8	8	8			"	// 水深50m			
																3													3	3	3			"	// 水深150m			
																8													8	8	8			"	St.7	15		
																4													4	4	4			"	湖心	<u>16</u>		

別表-2 測定方法等一覧(公共用水域)

測定項目		環境基準 (指針)値	報告 下限値	測定方法
生活環境項目	pH	類型で異なる	—	日本工業規格K0102(以下「規格」という)12.1に定める方法(水質汚濁に係る環境基準別表2に掲げる方法)
	BOD	同上	0.5	規格21に定める方法(同上)
	COD	同上	0.5	規格17に定める方法(同上)
	SS	同上	1	環境基準告示付表8に掲げる方法(同上)
	DO	同上	0.5	規格32に定める方法(同上)
	大腸菌群数	同上	—	環境基準告示別表2備考4に掲げる方法、最確数法(同上)
	全窒素	同上	0.05	規格45.2、45.3又は45.4に定める方法(同上)
	全りん	同上	0.003	規格46.3に定める方法(同上)
	全亜鉛	同上	0.001	規格53に定める方法(同上)
健康項目	カドミウム	0.01	0.001	規格55に定める方法(水質汚濁に係る環境基準別表1に掲げる方法)
	全シアン	検出されないこと	0.1	規格38.1.2、38.2又は38.1.2、38.3に定める方法(同上)
	鉛	0.01	0.001	規格54に定める方法(同上)
	六価クロム	0.05	0.01	規格65.2に定める方法(同上)
	ひ素	0.01	0.001	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法(同上)
	総水銀	0.0005	0.0005	環境基準告示付表1に掲げる方法(同上)
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表2に掲げる方法(同上)
	PCB	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表3に掲げる方法(同上)
	ジクロロメタン	0.02	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法(同上)
	四塩化炭素	0.002	0.0002	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法(同上)
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法(同上)
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.01	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法(同上)
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法(同上)
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法(同上)
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法(同上)
	トリクロロエチレン	0.03	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法(同上)
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法(同上)
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法(同上)
	チウラム	0.006	0.0006	環境基準告示付表4に掲げる方法(同上)
	シマジン	0.003	0.0003	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法(同上)
	チオベンカルブ	0.02	0.002	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法(同上)
ベンゼン	0.01	0.001	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法(同上)	
セレン	0.01	0.001	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法(同上)	

測定項目		環境基準 (指針)値	報告 下限値	測定方法
健康項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.03	
	硝酸性窒素		0.02	規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法(同上)
	亜硝酸性窒素		0.01	規格43.1に定める方法(同上)
	ふっ素	0.8	0.02	規格34.1に定める方法又は規格34.1c(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表6に掲げる方法
	ほう素	1	0.01	規格47.1、47.3に定める方法又は47.4に掲げる方法
	1,4-ジオキサン	0.05	0.005	環境基準告示付表7に掲げる方法
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質(油分)	—	0.5	環境基準告示付表10に掲げる方法(水質汚濁に係る環境基準別表2に掲げる方法)
	フェノール類	—	0.01	規格28.1に定める方法
	銅	—	0.01	規格52.2に定める方法
	溶解性鉄	—	0.1	規格57.2に定める方法
	溶解性マンガン	—	0.01	規格56.2に定める方法
	クロム	—	0.01	規格65.1に定める方法
要監視項目	クロロホルム	(0.006~3)		日本工業規格K0125の5.1、5.2及び5.3.1に定める方法
	フェノール	(0.01~0.08)	0.001	平成15年11月5日付環境省通知付表1に掲げる方法
	ホルムアルデヒド	(1)	0.03	平成15年11月5日付環境省通知付表2に掲げる方法
その他の項目	アンモニア性窒素	—	0.02	上水試験方法VI-2 10に掲げる方法
	りん酸イオン	—	0.003	規格46.1に定める方法
	塩化物イオン	—	1	規格35.3に定める方法
	硫酸イオン	—	2	規格41.3に定める方法
	2-MIB	—	0.005	上水試験方法VI-4 13に掲げる方法
	ジオスミン	—	0.005	上水試験方法VI-4 13に掲げる方法
	界面活性剤	—	0.05	規格30に定める方法
	全硬度	—	0.5	日本工業規格K0101の15.1に定める方法
	EPN	(0.006)	0.0006	環境庁通知環水規第121号付表1の第1、2に定める方法
	クロロフィルa	—	2	上水試験方法VI-4 27に掲げる方法又は海洋観測指針 9.6に掲げる方法
	トリハロメタン生成能	—	0.005	環境庁告示第30号別表に掲げる方法

- (注) 1 日本工業規格K0101及び日本工業規格K0102は1998年版である。
2 上水試験方法は、2001年版である。
3 海洋観測指針は、1999年版である。
4 「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(平成13年5月31日環水企第92号、平成17年6月29日改正)により、網掛けのある項目は報告下限値が定められており、網掛けのない健康項目は項目毎に望ましい定量下限値等が定められている。
5 上記4以外の項目は、分析委託時の定量下限値である。
6 表中の用語は下記のとおりである。
① 環境基準告示：昭和46年12月28日環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」
② 環境庁告示第30号：平成7年6月16日環境庁告示第30号「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」
③ 環境庁通知：平成5年4月28日環水規第121号「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」
④ 平成15年11月5日付環境省通知：平成15年11月5日環水企発第031105001号及び環水管発031105001号「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
⑤ 平成16年3月31日付環境省通知：平成16年3月31日環水企発第040331003号及び環水管発040331005号「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」

別表-3 地下水の測定地点一覧

1 概況調査

No.	市町村名	所在地	メッシュNo.	No.	市町村名	所在地	メッシュNo.
1	宇都宮市	上小池町地内	<u>18-44</u>	39	鹿沼市	口栗野地内	29-78
2		新里町乙地内	<u>24-62</u>	40		下日向地内	<u>29-79</u>
3		田野町地内	<u>24-63</u>	41		下南摩町地内	29-80
4		上金井町地内	<u>24-64</u>	42		白桑田地内	<u>30-81</u>
5		宝木町2丁目地内	<u>24-65</u>	43	日光市	中宮祠地内	<u>8-22</u>
6		板戸町地内	<u>25-69</u>	44		萩垣面地内	<u>9-23</u>
7		鶴田町地内	<u>30-83</u>	45		川室地内	<u>10-24</u>
8		緑4丁目地内	<u>30-84</u>	46		大室地内	<u>17-41</u>
9		峰町地内	<u>31-85</u>	47		小林地内	17-42
10		屋板町地内	<u>31-86</u>	48		嘉多倉地内	<u>18-43</u>
11		道場宿町地内	<u>31-87</u>	49		小倉地内	23-60
12		上籠谷町地内	<u>31-88</u>	50	小山市	黒本地内	<u>43-133</u>
13		下小倉地内	<u>19-48</u>	51		鉢形地内	43-134
14		古田地内	<u>25-66</u>	52		下泉地内	<u>47-142</u>
15		高松地内	<u>18-46</u>	53		神鳥谷地内	48-143
16	足利市	松田町地内	40-116	54		向野地内	48-144
17		名草中町地内	<u>40-117</u>	55	網戸地内	47-150	
18		山下町地内	<u>40-127</u>	56	塚崎地内	<u>48-151</u>	
19		大月町地内	40-128	57	真岡市	下籠谷地内	<u>37-107</u>
20	里矢場町地内	45-137	58	八木岡地内		37-108	
21	久保田町地内	<u>45-138</u>	59	飯貝地内		38-109	
22	寺岡町地内	46-139	60	小林地内		38-110	
23	栃木市	尻内町地内	<u>35-98</u>	61		鹿地内	<u>44-125</u>
24		皆川城内町地内	42-120	62		三谷地内	<u>38-126</u>
25		入船町地内	<u>42-121</u>	63	上江連地内	<u>44-135</u>	
26		田村町地内	43-122	64	大田原市	河原地内	<u>4-10</u>
27	佐野市	飛駒地内	<u>34-95</u>	65		市野沢地内	6-16
28		白岩地内	34-96	66		若草1丁目地内	<u>6-17</u>
29		豊代地内	34-97	67		檜木沢地内	<u>6-18</u>
30		山形地内	41-118	68		狭原地内	6-19
31		中地内	<u>41-119</u>	69		雲岩寺地内	<u>7-21</u>
32		赤見町地内	<u>41-129</u>	70		大神地内	13-31
33		富士町地内	41-130	71	蛭畑地内	<u>13-33</u>	
34	高萩町地内	<u>46-140</u>	72	矢板市	泉地内	<u>5-13</u>	
35	高山地内	46-148	73		本町地内	12-27	
36	鹿沼市	引田地内	23-59		74	豊田地内	<u>12-29</u>
37		見野地内	<u>23-61</u>	75	安沢地内	12-30	
38		中粕尾地内	<u>28-77</u>	76	那須塩原市	<u>2-4</u>	

No.	市町村名	所在地	メッシュNo.	No.	市町村名	所在地	メッシュNo.
77	那須塩原市	笹沼地内	2- 5	108	市 貝 町	大谷津地内	26- 73
78		幸町地内	3- 6	109		田野辺地内	<u>32- 91</u>
79		上大塚新田地内	<u>3- 7</u>	110	芳 賀 町	上延生地内	32- 89
80		寺子地内	<u>3- 8</u>	111		東高橋地内	<u>32- 90</u>
81		永田町地内	<u>5- 14</u>	112	壬 生 町	羽生田地内	36-101
82		下大貫地内	5- 12	113		中央町地内	<u>36-102</u>
83		一区町地内	5- 15	114	野 木 町	南赤塚地内	<u>49-153</u>
84	さくら市	穂積地内	<u>13- 32</u>	115	都 賀 町	家中地内	35-100
85		箱森新田地内	<u>19- 49</u>	116	大 平 町	西山田地内	<u>42-131</u>
86		柿木沢新田地内	19- 50	117		蔵井地内	42-132
87		喜連川地内	20- 51	118	藤 岡 町	赤麻地内	<u>47-149</u>
88	那須烏山市	小白井地内	<u>20- 52</u>	119		藤岡地内	49-152
89		志鳥地内	<u>20- 53</u>	120	岩 舟 町	曲ヶ島地内	47-141
90		藤田地内	20- 54	121	塩 谷 町	船生地内	<u>11- 25</u>
91		興野地内	<u>21- 56</u>	122		田所地内	11- 26
92		大里地内	<u>26- 72</u>	123		大久保地内	19- 47
93		上境地内	27- 74	124	高 根 沢 町	中阿久津地内	<u>25- 68</u>
94		大木須地内	27- 76	125		上柏崎地内	26- 70
95	下 野 市	大松山1丁目地内	36-104	126		上高根沢地内	<u>26- 71</u>
96		小金井地内	<u>43-123</u>	127	那 須 町	高久甲地内	1- 1
97		上吉田地内	44-124	128		寺子丙地内	1- 2
98		上古山地内	<u>36-103</u>	129		寄居地内	<u>1- 3</u>
99	上 三 川 町	西汗地内	37-105	130	那 珂 川 町	小川地内	13- 34
100		上三川地内	<u>37-106</u>	131		和見地内	<u>14- 36</u>
101	西 方 町	本城地内	<u>35- 99</u>	132		谷川地内	14- 37
102	益 子 町	小宅地内	32- 92	133		久那瀬地内	21- 55
103		益子地内	<u>38-111</u>	134	宇 都 宮 市	御幸ヶ原町地内	<u>25- 67</u>
104	茂 木 町	生井地内	<u>27- 75</u>	135	藤 岡 町	下宮地内	<u>49-152</u>
105		北高岡地内	33- 93	136	都 賀 町	原宿地内	<u>35-100</u>
106		馬門地内	<u>33- 94</u>				
107		飯地内	<u>39-113</u>				

※メッシュNo.に下線がある地区は健康項目A、B項目を調査。下線のない地区は健康項目Aを調査。

※市町村名は平成18年4月1日現在

(注)測定機関 No. 1～15 宇都宮市 (計15地点。A・B…15、Aのみ…0)
No. 16～133 栃木県 (計118地点。A・B…61、Aのみ…57)
No. 134～136 国土交通省 (計3地点。A・B…3、Aのみ…0)

※1 メッシュNo. に下線がある地区は健康項目A、B項目を調査。下線のない地区は健康項目Aを調査。

A: カドミウム、鉛、ひ素、総水銀、アルキル水銀、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

B: 全シアン、六価クロム、ポリ塩化ビフェニル、チウラム、チオベンカルブ、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー

※2 不圧帯層から採取する井戸を「浅井戸」、被圧帯水層から採取する井戸を「深井戸」とし、不圧帯層か被圧帯水層か不明の場合は、井戸深度30mを目途に分類した。

※3 用途の分類は、次のとおりである。

- ① 水道水源井戸：地下水を水源とする水道の取水井戸。
- ② 一般飲用井戸：一般家庭または工場・事業場の所有する井戸で、飲用に用いられている可能性のある井戸。飲用とともに生活用水等にも用いられている井戸はこちらに分類する。
- ③ 生活用水井戸：一般家庭または工場・事業場等にあつて、飲用以外の生活用に用いられており、飲用に用いられる可能性が全くない井戸。
- ④ 工業用水井戸：冷却等の工業用水として用いられている井戸。工場・事業場の所有する井戸で、生活用水と共用の井戸は、主たる用途に基づいて生活用水井戸または工業用水井戸に分類する。
- ⑤ その他の井戸：上記のいずれにも分類されない井戸（例：農業用水井戸）や、用途不明の井戸。

2(1) 継続監視調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
1	宇都宮市	平出工業団地	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・ 1,2-ジクロロエチレン	2 (2)	12	宇都宮市
2		上戸祭・旧市内西部	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・ 1,2-ジクロロエチレン	2 (2)	19	〃
3		平出工業団地南部	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・ 1,2-ジクロロエチレン	5 (5)	34	〃
4		東横田町	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロ ロエチレン	3 (3)	44	〃
5		氷室町	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロ ロエチレン	8 (8)	65	〃
6		陽南	六価クロム	2 (2)	84	〃
7		不動前・西原	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロ ロエチレン	3 (3)	86	〃
8		岡本	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・ 1,2-ジクロロエチレン	3 (3)	11	〃
9	足利市	稲岡町	PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロ ロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	10	栃木県
10		久松町	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・ 1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	22	〃
11		堀込町・南大町	TCE・塩化ビニルモノマー	2	80	〃
			PCE・塩化ビニルモノマー	2		
12	羽刈町	ひ素・1,2-ジクロロエチレン・1,1,2-トリク ロロエタン・塩化ビニルモノマー	4	98	〃	
13	栃木市	城内	PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロ ロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	38	〃
14	佐野市	君田町	PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロ ロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	26	〃
15		植野町	PCE・塩化ビニルモノマー	2	66	〃
16		村上町	PCE・塩化ビニルモノマー	2	91	〃
17		久保町	TCE・PCE・MC・1,1-ジクロロエチレ ン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノ マー	2	94	〃
18		鹿沼市	白桑田	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・ 1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	27
19	南上野町		PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロ ロエチレン・塩化ビニルモノマー	3	28	〃
20	上奈良部町		TCE・塩化ビニルモノマー	2	93	〃
21	日光市	小来川	ふっ素	1	87	〃
22		木和田島	PCE・塩化ビニルモノマー	2	47	〃
23		矢野口	TCE・PCE・MC・塩化ビニルモノマー	2	55	〃
24	小山市	城東・土塔・ 駅南・犬塚	TCE・PCE・1,2-ジクロロエチレン・塩 化ビニルモノマー	6 (1)	72	栃木県、 小山市
25		西黒田	1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	99	栃木県

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
26	小山市	横倉新田	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・ 1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	4	100	栃木県
27	真岡市	松山町	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・ 1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3	1	〃
			四塩化炭素	2		
28	真岡市	市街地	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・ 1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	9	16	〃
29		伊勢崎	PCE	2	89	〃
30		鬼怒ヶ丘	六価クロム	2	95	〃
31		石島	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・ 1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3	13	〃
32		久下田	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロ ロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	25	〃
33	大田原市	福原	TCE・塩化ビニルモノマー	2	63	〃
34	那須塩原市	埼玉	TCE・塩化ビニルモノマー	2	96	〃
35	下野市	柴	PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロ ロエチレン・塩化ビニルモノマー	3	5	〃
36	上三川町	上蒲生	PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロ ロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	18	〃
37	益子町	塙(※)	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・鉛・ ほう素・ふっ素・ひ素	3	102	〃
38	芳賀町	下高根沢	PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロ ロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	33	〃
39	野木町	丸林	PCE・塩化ビニルモノマー	3	56	〃
40		潤島	TCE・PCE・1,2-ジクロロエチレン・塩 化ビニルモノマー	3	76	〃
41	大平町	伯仲 他	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロ ロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	4	〃
42		西野田	TCE・PCE・塩化ビニルモノマー	2	45	〃
43	藤岡町	新波	TCE・PCE・塩化ビニルモノマー	2	77	〃
44		赤麻	TCE・塩化ビニルモノマー	2	90	〃
45		甲	ほう素	2	97	〃
46	那須町	寺子乙	ほう素	2	83	〃
47		高久丙(※)	ひ素	2	101	〃
地点数計				131 (29)		

- (注) 1 各地区は、その周辺地域を含む。
2 TCE:トリクロロエチレン、PCE:テトラクロロエチレン、MC:1,1,1-トリクロロエタン
3 ()内は各市(宇都宮市、小山市)が分析を行う地点数。
4 地区名に※がついている地区は新規調査地区。

2(2) 継続監視調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関	
1	宇都宮市	新里町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	4 (4)	1	宇都宮市	
2		上籠谷町	〃	2 (2)	16	〃	
3	足利市	羽刈町	〃	2	25	栃木県	
4	佐野市	越名町	〃	2	9	〃	
5		赤見町	〃	2	52	〃	
6		富岡・高萩・飯田	〃	2	53	〃	
7		田沼町	〃	2	54	〃	
8		宮下町(※)	〃	2	57	〃	
9		鹿沼市	白桑田	〃	2	17	〃
10			南上野町	〃	2	27	〃
11	上奈良部町		〃	2	47	〃	
12	小山市	雨ヶ谷	〃	2	2	〃	
13		向野	〃	2	18	〃	
14		喜沢	〃	2	28	〃	
15		乙女	〃	2	29	〃	
16		粟宮	〃	2	44	〃	
17		真岡市	八木岡	〃	2	20	〃
18	古山		〃	2	33	〃	
19	西田井		〃	2	46	〃	
20	真岡・二宮		〃	2	56	〃	
21	宇都宮・真岡(※)		〃	3 (1)	58	栃木県、 宇都宮市	
22	大田原市	亀久	〃	2	42	栃木県	
23	矢板市	石関	〃	2	43	〃	
24	那須烏山市	野上	〃	2	39	〃	
25	下野市	仁良川(1)	〃	2	31	〃	
26		仁良川(2)	〃	2	50	〃	
27		小金井	〃	2	22	〃	
28	上三川町	上神主	〃	2	4	〃	
29		坂上	〃	2	11	〃	
30		西蓼沼(※)	〃	2	59	〃	
31	益子町	大沢	〃	2	12	〃	
32		塙	〃	2	34	〃	
33		下大羽	〃	2	48	〃	
34	芳賀町	稲毛田	〃	2	6	〃	
35	野木町	野渡	〃	2	36	〃	
36		友沼	〃	2	45	〃	
37	大平町	富田	〃	2	51	〃	
38	藤岡町	中根	〃	2	7	〃	
39		大前	〃	2	13	〃	
40		藤岡(1)	〃	2	14	〃	
41		藤岡(2)	〃	2	49	〃	
42	那珂川町	和見	〃	2	23	〃	
43		久那瀬	〃	2	24	〃	
44		矢又	〃	2	55	〃	
地点数計				91 (7)			

- (注) 1 各地区は、その周辺地区を含む。
2 ()内は宇都宮市が分析を行う地点数。
3 地区名に※がついている地区は新規調査地区。

2(3) 継続監視調査実施井戸状況(表2(1)・2(2)の井戸情報)

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
1	宇都宮市	1	平出工業団地	1-1	12B001	23	浅	④
2				1-2	12B002	不明	不明	②
3		2	上戸祭・旧市内西部	3-1	19B004	10	浅	③
4				3-2	19B008	6	浅	③
5		3	平出工業団地南部	4-1	34B001	8	浅	④
6				4-2	34B002	不明	不明	②
7				4-3	34B003	10	浅	③
8				4-4	34B004	不明	不明	③
9				4-5	34B005	13	浅	③
10		4	東横田町	5-1	44B001	15	浅	②
11				5-2	44B002	不明	不明	③
12				5-3	44B003	不明	不明	③
13		5	氷室町	6-1	65B001	不明	不明	②
14				6-2	65B002	不明	不明	②
15				6-3	65B003	不明	不明	③
16				6-4	65B004	不明	不明	②
17				6-5	65B005	不明	不明	③
18				6-6	65B006	不明	不明	②
19				6-7	65B007	不明	不明	③
20				6-8	65B008	不明	不明	③
21		6	陽南	8-1	84B101	不明	不明	②
22				8-2	84B102	25	浅	②
23		7	不動前・西原	9-1	19B007	20	浅	④
24				9-2	19B009	20	浅	②
25				9-3	19B011	25	浅	②
26		8	岡本	11-1	11B001	20	浅	⑤
27				11-2	11B002	6	浅	②
28				11-3	11B003	4~5	浅	③
29	足利市	9	稲岡町	10-1	10B001	20	浅	③
30				10-2	10B009	5	浅	③
31		10	久松町	22-1	22B007	6	浅	③
32				22-2	22B037	12	浅	②、④
33		11	堀込町・ 南大町	80-1	80B101	不明	不明	③
34				80-2	80B102	20	浅	②
35				80-3	80B103	不明	浅	②
36				80-4	80B104	不明	浅	③
37		12	羽刈町	98-1	98B001	7	浅	③
38				98-2	98B002	11	浅	⑤
39				98-3	98B003	不明	浅	②、③
40				98-4	98B004	不明	浅	②、③
41	栃木市	13	城内	38-1	38B001	7	浅	②
42				38-2	38B002	5	浅	②
43	佐野市	14	君田町	26-1	26B011	18	浅	③
44				26-2	26B004	45	深	④
45		15	植野町	66-1	66B001	8	浅	③
46				66-2	66B003	17	浅	②
47		16	村上町	91-1	91B001	30	浅	③
48				91-2	91B002	40	深	②
49		17	久保町	94-1	94B001	不明	浅	③
50	94-2			94B002	10	浅	②	
51	鹿沼市	18	白桑田	27-1	27B014	7	浅	③
52				27-2	27B027	8	浅	②
53		19	南上野町	28-1	28B005	14	浅	③
54				28-2	28B009	7.5	浅	③
55				28-3	28B008	13	浅	②
56		20	上奈良部町	93-1	93B001	41	深	③
57				93-2	93B002	20	浅	②

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
58	日光市	21	小来川	87-1	87B001	7	浅	②
59		22	木和田島	47-1	47B001	13	浅	③
60				47-2	47B002	6	浅	②
61		23	矢野口	55-1	55B001	5	浅	③
62				55-2	55B002	不明	不明	②
63	小山市	24	城東・土塔・駅南・犬塚	72-1	72B001	6	浅	③
64				72-5	72B005	10~20	浅	②
65				72-7	72B007	不明	浅	③
66				72-8	72B008	4	浅	③
67				72-11	72B011	5	浅	②
68				72-13	72B013	8	浅	③
69		25	西黒田	99-1	99B001	8	浅	⑤
70				99-2	99B002	3~4	浅	②
71		26	横倉新田	100-1	100B001	5	浅	⑤
72				100-2	100B002	10	浅	⑤
73				100-3	100B003	10	浅	⑤
74				100-4	100B004	100	深	②、③
75		真岡市	27	松山町	1-1	01B010	100	深
76	1-2				01B026	120	深	④
77	1-3				01B003	不明	深	④
78	1-11				01B011	不明	不明	③
79	1-12				01B021	30	浅	③
80	28		市街地	16-1	16B020	30	浅	③
81				16-4	16B002	9	浅	③
82				16-6	16B006	30	浅	②
83				16-7	16B007	40	深	②
84				16-13	16B022	35	深	③
85				16-9	16B009	6	浅	②
86				16-10	16B014	30	浅	③
87	16-11		16B011	55	深	②		
88	16-12		16B021	15	浅	③		
89	29		伊勢崎	89-1	89B003	25	浅	②
90				89-2	89B002	50	深	④
91	30		鬼怒ヶ丘	95-1	95B001	34	深	⑤
92				95-2	95B002	42	深	③
93	31		石島	13-1	13B027	35	深	⑤
94		13-2		13B009	35	深	②	
95		13-4		13B030	7	浅	②	
96	32	久下田	25-1	25B004	7	浅	③	
97			25-2	25B006	3	浅	②	
98	大田原市	33	福原	63-1	63B001	不明	浅	②
99				63-2	63B002	10	浅	②
100	那須塩原市	34	埼玉	96-1	96B001	26.5	浅	⑤
101				96-2	96B002	26	浅	③
102	下野市	35	柴	5-1	05B004	30	浅	③
103				5-2	05B002	45	深	③
104				5-3	05B003	不明	不明	②
105	上三川町	36	上蒲生	18-1	18B001	30~	深	④
106				18-2	18B002	30	浅	②
107	益子町	37	塙(※)	102-1	102B001	10	浅	⑤
108				102-2	102B002	不明	不明	③
109				102-3	102B003	不明	不明	③
110	芳賀町	38	下高根沢	33-1	33B001	20	浅	⑤
111				33-2	33B002	35	深	②
112	野木町	39	丸林	56-1	56B001	7~8	浅	③
113				56-2	56B002	5.5	浅	③
114				56-3	56B004	3	浅	③
115		40	潤島	76-1	76B001	不明	浅	③
116	76-2			76B002	2.7	浅	②	
117	76-3			76B003	4.5	浅	②	

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途	
118	大平町	41	伯仲 他	4-1	04B023	100	深	④	
119				4-2	04B402	40	深	②	
120		42	西野田	45-1	45B001	40	深	②	
121				45-2	45B002	20	浅	②	
122				藤岡町	43	新波	77-1	77B001	60
123	77-2	77B003	37				深	③	
124	44	赤麻	90-1		90B001	25	浅	②	
125			90-2		90B002	8	浅	②	
126			45		甲	97-1	97B001	不明	浅
127	97-2	97B002				7	浅	③	
128	那須町	46	寺子乙		83-1	83B101	25	浅	③
129				83-2	83B102	0	浅	②	
130		47	高久丙(※)	101-1	101B001	60	深	③	
131				101-2	101B002	5	浅	③	
132				宇都宮市	1	新里町	N1-1	79B001	不明
133	N1-2	79B002	6				浅	②	
134	N1-3	79B003	不明				不明	③	
135	N1-4	79B004	10				浅	②	
136	2	上籠谷町	N16-1		16N001	12	浅	②	
137			N16-2		16N002	30	浅	③	
138	足利市	3	羽刈町		N25-1	25N001	6	浅	②
139					N25-2	25N002	20	浅	②
140	佐野市	4	越名町	N9-1	09N001	12	浅	②	
141				N9-2	09N002	4	浅	③	
142		5	赤見町	N52-1	52N001	6	浅	③	
143				N52-2	52N002	14~15	浅	②、③	
144		6	富岡・高萩・飯田	N53-1	53N001	不明	浅	③	
145				N53-2	53N002	不明	浅	②、③	
146		7	田沼町	N54-1	54N001	不明	浅	③	
147				N54-2	54N002	不明	浅	②、③	
148		8	宮下町(※)	N57-1	57N001	不明	不明	③	
149				N57-2	57N002	10	浅	③	
150	鹿沼市	9	白桑田	N17-1	17N001	15	浅	②	
151				N17-2	17N002	不明	浅	②	
152		10	南上野町	N27-1	27N001	12	浅	②	
153				N27-3	27N003	不明	浅	②	
154		11	上奈良部町	N47-1	47N001	8~9	浅	③	
155				N47-2	47N002	12~13	浅	②	
156	小山市	12	雨ヶ谷	N2-1	02N001	6	浅	③	
157				N2-2	02N002	6	浅	②	
158		13	向野	N18-1	18N001	30	浅	②	
159				N18-2	18N002	8	浅	③	
160		14	喜沢	N28-1	28N001	5	浅	③	
161				N28-2	28N002	10	浅	②	
162		15	乙女	N29-1	29N001	5	浅	③	
163				N29-2	29N002	4	浅	②	
164		16	粟宮	N44-1	44N001	5	浅	③	
165				N44-2	44N002	10	浅	③	
166		真岡市	17	八木岡	N20-1	20N001	34	深	③
167					N20-2	20N002	10	浅	③
168			18	古山	N33-1	33N001	30	浅	②
169					N33-2	33N002	20	浅	②
170			19	西田井	N46-1	46N001	5	浅	③
171	N46-2				46N002	3.5	浅	③	
172	20		真岡・二宮	N56-1	03N001	15	浅	③	
173				N56-2	03N002	3	浅	②	
174	21		宇都宮・真岡(※)	N58-1	58N001	不明	不明	②	
175				N58-2	19N001	不明	不明	③	
176				N58-3	19N002	150	深	②	

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
177	大田原市	22	亀久	N42-1	42N003	4	浅	③
178				N42-2	42N002	5	浅	②
179	矢板市	23	石関	N43-1	43N001	4	浅	③
180				N43-2	43N002	5	浅	⑤
181	那須烏山市	24	野上	N39-1	39N003	4	浅	⑤
182				N39-2	39N002	8	浅	③
183	下野市	25	仁良川(1)	N31-1	31N002	不明	不明	③
184				N31-2	31N004	不明	不明	②
185		26	仁良川(2)	N50-1	50N001	35	深	③
186				N50-2	50N002	13	浅	③
187		27	小金井	N22-1	22N001	10	浅	③
188				N22-2	22N002	6	浅	③
189	上三川町	28	上神主	N4-1	04N002	12	浅	③
190				N4-2	04N001	60	深	②
191		29	坂上	N11-1	11N001	13	浅	②
192				N11-2	11N002	30	浅	②
193		30	西蓼沼(※)	N59-1	59N001	不明	不明	③
194				N59-2	59N002	不明	不明	③
195	益子町	31	大沢	N12-1	12N001	不明	浅	⑤
196				N12-2	12N002	4	浅	⑤
197		32	埜	N34-1	34N004	7	浅	②
198				N34-2	34N005	不明	不明	②
199		33	下大羽	N48-1	48N001	5	浅	③
200				N48-2	48N002	5~6	浅	③
201	芳賀町	34	稲毛田	N6-1	06N003	4	浅	②
202				N6-2	06N004	7	浅	③
203	野木町	35	野渡	N36-1	36N001	4	浅	②
204				N36-2	36N002	8	浅	②、③
205		36	友沼	N45-1	45N001	5~6	浅	②
206				N45-2	45N003	6~7	浅	②
207	大平町	37	富田	N51-1	51N001	5	浅	③
208				N51-2	51N002	15	浅	③
209	藤岡町	38	中根	N7-1	07N001	9	浅	③
210				N7-2	07N002	12	浅	③
211		39	大前	N13-1	13N001	8	浅	②
212				N13-2	13N002	6	浅	⑤
213		40	藤岡(1)	N14-1	14N003	10	浅	③
214				N14-2	14N002	6	浅	②
215		41	藤岡(2)	N49-1	49N001	不明	不明	③
216				N49-2	49N002	7	浅	③
217	那珂川町	42	和見	N23-1	23N001	3.6	浅	③
218				N23-2	23N002	6	浅	②
219		43	久那瀬	N24-1	24N001	6.4	浅	②
220				N24-2	24N002	12	浅	②
221		44	矢又	N55-1	55N001	5	浅	③
222				N55-2	55N002	6	浅	②、③

※1 不圧帯水層から採取する井戸を「浅井戸」、被圧帯水層から採取する井戸を「深井戸」とし、不圧帯水層か被圧帯水層か不明の場合は、井戸深度30mを目途に分類した。

※2 用途の分類は、次のとおりである。

- ① 水道水源井戸：地下水を水源とする水道の取水井戸。
- ② 一般飲用井戸：一般家庭または工場・事業場の所有する井戸で、飲用に用いられている可能性のある井戸。飲用とともに生活用水等にも用いられている井戸はこちらに分類する。
- ③ 生活用水井戸：一般家庭または工場・事業場等にあつて、飲用以外の生活用に用いられており、飲用に用いられる可能性が全くない井戸。
- ④ 工業用水井戸：冷却等の工業用水として用いられている井戸。工場・事業場の所有する井戸で、生活用水と共用の井戸は、主たる用途に基づいて生活用水井戸または工業用水井戸に分類する。
- ⑤ その他の井戸：上記のいずれにも分類されない井戸（例：農業用水井戸）や、用途不明の井戸。

別表-4 測定方法等一覧(地下水)

測定項目	環境基準 (指針)値 (mg/ℓ)	報告 下限値 (mg/ℓ)	測定方法 (水質汚濁に係る環境基準別表1に掲げる方法)
カドミウム	0.01	0.001	日本工業規格K0102(以下「規格」という)55に定める方法
全シアン	検出されないこと	0.1	規格38.1.2、38.2又は38.1.2、38.3に定める方法
鉛	0.01	0.001	規格54に定める方法
六価クロム	0.05	0.01	規格65.2に定める方法
ひ素	0.01	0.001	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005	0.0005	環境基準告示付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002	0.0002	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.01	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006	0.0006	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003	0.0003	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02	0.002	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01	0.001	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01	0.001	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.03	
硝酸性窒素		0.02	規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法
亜硝酸性窒素		0.01	規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8	0.02	規格34.1に定める方法又は規格34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表6に掲げる方法
ほう素	1	0.01	規格47.1、47.3に定める方法又は47.4に掲げる方法
塩化ビニルモノマー	0.002	0.0002	地下水環境基準告示付表に掲げる方法
1,4-ジオキサソ	0.05	0.005	環境基準告示付表7に掲げる方法

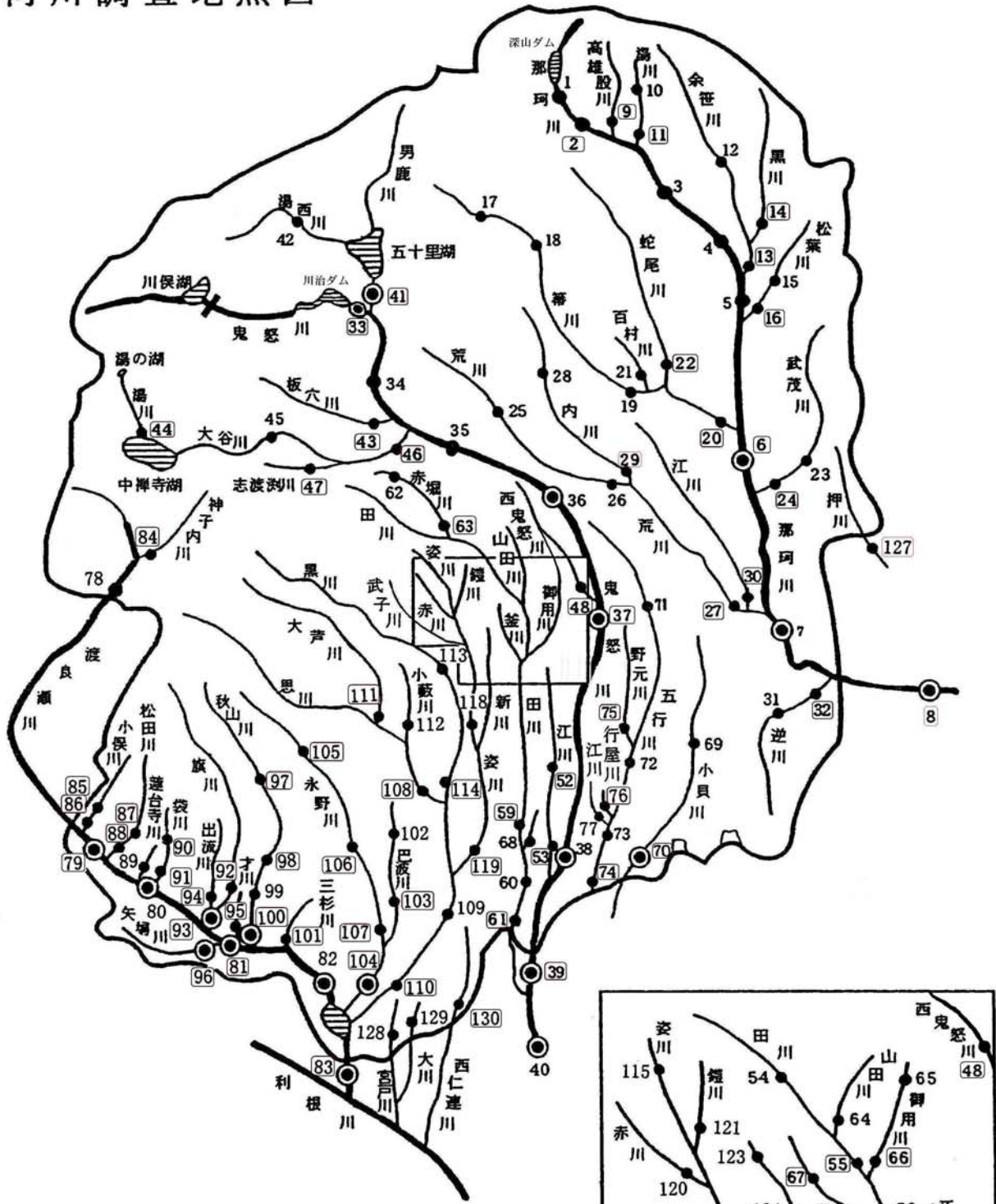
(注) 1 日本工業規格K0101及び日本工業規格K0102は1998年版である。

2 「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(平成13年5月31日環水企第92号、平成17年6月29日改正)により、報告下限値の欄に網掛けのある項目は報告下限値が定められており、網掛けのない項目は項目毎に望ましい定量下限値等が定められている。

3 環境基準告示：昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」

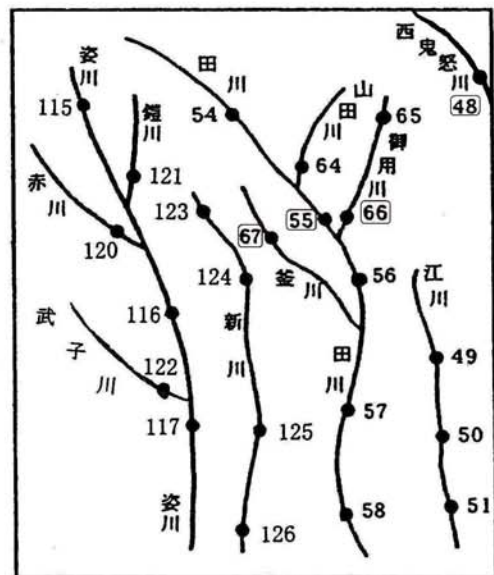
4 地下水環境基準告示：平成9年3月環境庁告示第10号「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

河川調査地点図



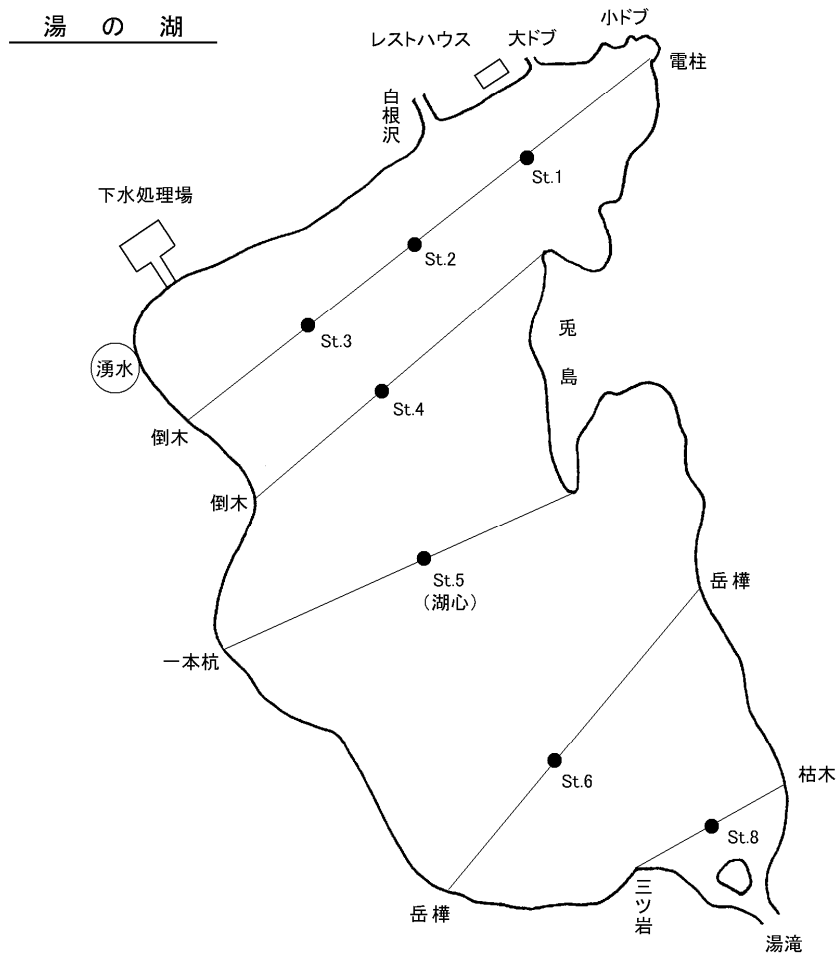
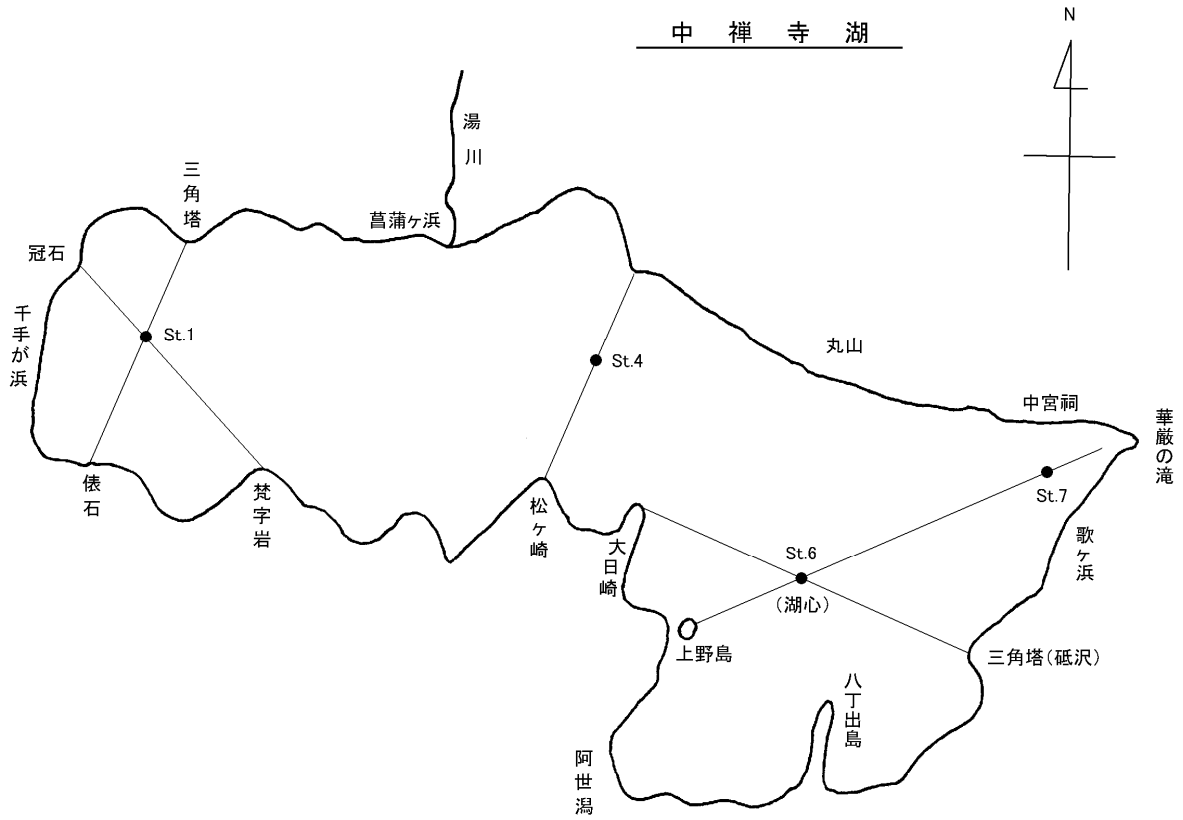
凡例

- 栃木県調査地点 (87地点。うち1地点は渡良瀬川上流水域調査分。)
- 国土交通省調査地点 (20地点)
- 環境基準点 (67地点)

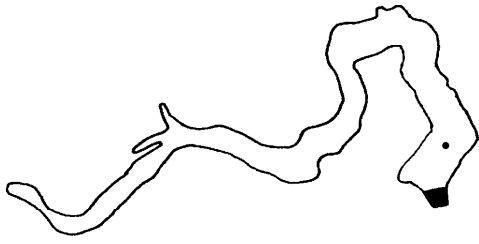


宇都宮市調査地点 (23地点)

湖沼調査地点図



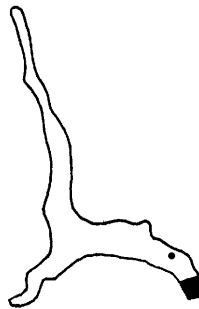
川治ダム貯水池



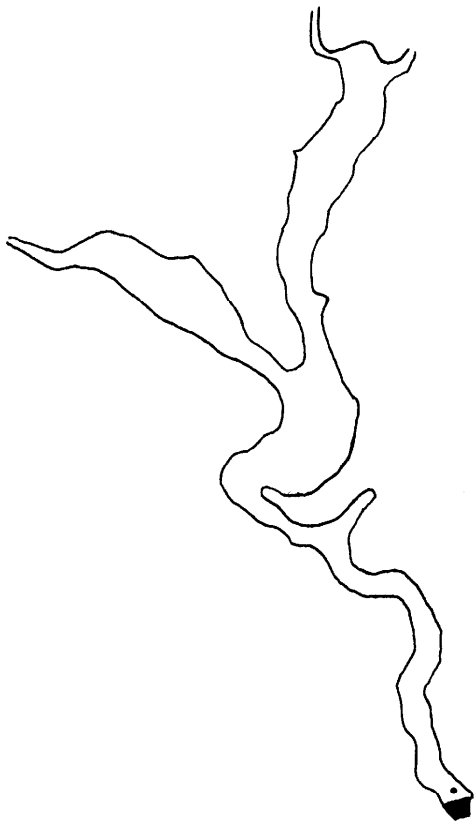
深山ダム貯水池



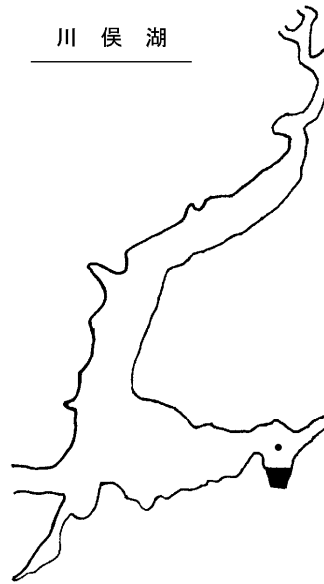
塩原ダム貯水池



五十里湖



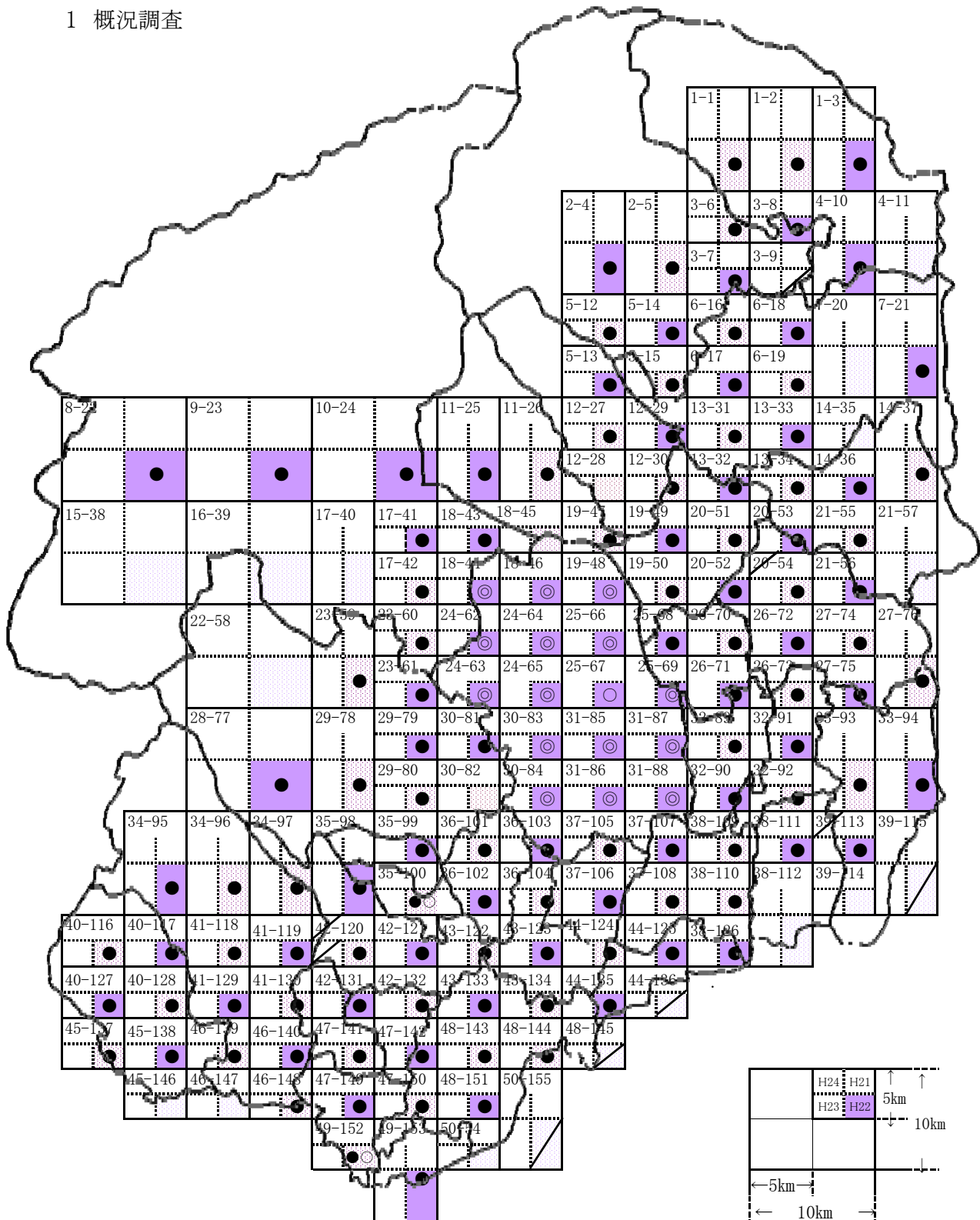
川俣湖



▼ : ダムサイト

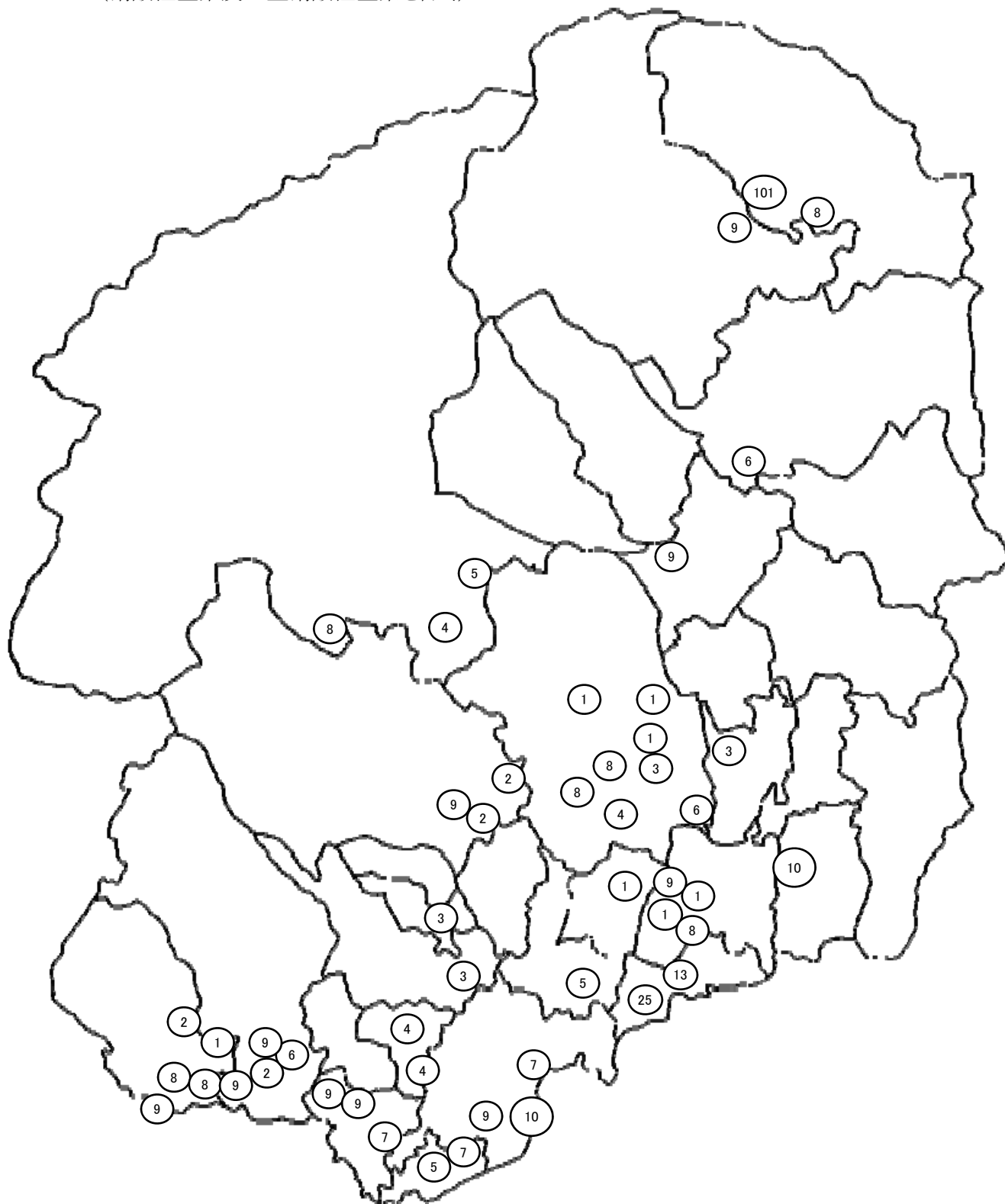
地下水調査地点図

1 概況調査



- (注) 1 県内を5kmメッシュに区切り、各メッシュをさらに4等分して4年ローテーションで調査している。
 2 大メッシュは10km、小メッシュは5kmで区切り、主に山間部では大メッシュ、市街地では小メッシュを用いている。
 3 地図上の数字はメッシュNo. (大メッシュNo. - 小メッシュNo.) を示す。
 4 ●は栃木県、○は宇都宮市の測定地点を示す。
 5 ◻は国土交通省の測定地点を示す。
 6 ◻はA+B項目を調査するメッシュを示す。◻はA項目のみ調査するメッシュを示す。

2-1 継続監視調査
(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)



2-2 継続監視調査
(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)

